

はじめに

この手引は、医療法人の運営等について、医療法等の関係法令及び厚生労働省が発出する各種通知等を参照し、概説したものです。

そのため、本手引だけではなく、医療法等の関係法令及び厚生労働省が発出する各種通知等を十分に確認の上、医療法人を適正に運営していただくようお願いいたします。

※ この手引は、東京都が所管する医療法人（都内に主たる事務所がある医療法人）を対象として作成してありますので、他の道府県が所管する医療法人については、医療法人の主たる事務所のある道府県主管課へお問い合わせください。

※ 医療法人運営の手引は、東京都保健医療局医療政策部医療安全課のホームページにも掲載されています。

(<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/hojin/uneitebiki.html>)